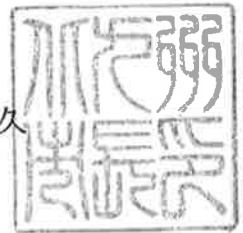


北九環監環第820号

令和6年7月19日

経済産業大臣 齋藤 健 様

北九州市長 武内 和久



(仮称)新小倉発電所6号機建設計画に係る環境影響評価方法書
に対する環境の保全の見地からの意見の提出について

電気事業法第46条の7第1項の規定により読み替えて適用される環境影響
評価法第10条第4項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を別紙の
とおり提出します。

1 全般的事項

現地調査の実施に当たっては、調査時の気象及び水象等の影響を考慮し、適切な環境影響評価を行うこと。

また、準備書には、調査地点と調査地点に影響を及ぼす施設の位置関係を明瞭に図示すること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

工事用資材等の搬出入に伴う交通量の増加が大気環境に影響を及ぼすおそれがあるため、その影響について、調査、予測及び評価を実施するとともに、交通量の分散化を含め、大気環境への影響の回避や低減について可能な限り配慮すること。

(2) 動物

工事の実施が、(仮称)新小倉発電所6号機建設計画(以下「本事業」という。)の事業実施区域及びその周辺に生息する野生動物へ影響を及ぼすおそれがあるため、その影響について、調査、予測及び評価を実施するとともに、影響の回避や低減について可能な限り配慮すること。

また、鳥類の調査時期については、事業実施区域周辺で確認されている種の飛来時期等を考慮し、生息状況が適切に把握できる時期を選定すること。

(3) 温排水

「火力発電所リプレイスに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」の適用に当たっては、十分な文献調査等に加え、放水口周辺の概況を把握するための現地調査を行った上で、予測及び評価を実施するとともに、温排水が環境へ与える影響の回避や低減について可能な限り配慮すること。

(4) 景観

本事業の事業実施区域は関門海峡という独自の景観形成地帯に隣接するため、景観の環境影響評価については、現在選定している陸上の眺望点に

加え、海上の眺望点も含めて検討し、適切な調査、予測及び評価を実施すること。

(5) 廃棄物等

工事の実施により生じる残土の環境影響の評価手法について、関係法令との整合性が図られているかを検討し、適切な評価を実施すること。

(6) 温室効果ガス等

温室効果ガスの排出削減について、最新の知見を踏まえて、環境負荷の低減に取り組み、発電所のリプレイスによる削減効果を定量的に予測及び評価すること。